広島県告示第千百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和八年十二月十日までの間、縦覧に供する。

令和八年十一月二十六日

広島県知事　横　田　美　香

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道東広島本郷忠海線	東広島市高屋町高屋東四二〇九番三地先から東広島市高屋町高屋東四二〇九番三九地先まで	令和八年一一月二六日